

【インターネットバンキング】
さんきょう WEB バンキングサービス
利用規定
(個人用)

 **東京三協信用金庫**

〔個人情報の利用目的〕

お客様にご記入いただきましたお名前・ご住所などの個人情報は、当金庫のしんきん個人インターネットバンキングサービスおよびこれに付随する各個別のサービス、取引、機能等に関する申込受付、本人認証、お取引の実施・管理、ご案内書面等の送付、問合せ対応その他お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のために利用いたします。

【インターネットバンキング】

さんきょうWEBバンキングサービス利用規定

第1条 さんきょうWEBインターネットバンキングサービス取引

1. さんきょうWEBインターネットバンキングとは

さんきょうWEBインターネットバンキング（以下「本サービス」といいます。）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます。）からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます。）を用いた依頼に基づき、資金移動、定期預金預入、口座情報・各種取引の照会、税金・各種料金の払込等の当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。

ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を取り扱わない場合があります。また、お客様に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。

かかる追加または変更により、万一お客様に損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰する事由があるときを除き、当金庫は責任を負いません。

2. 利用申込

(1) 本サービスの利用を申込みされるお客様は、本利用規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ、当金庫所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。

(2) 当金庫が申込書に押印された印影と、あらかじめお客様が当金庫に届け出た印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱ったうへは、申込書に偽造、変造その他記載事項の誤り、相違等があっても、そのためにお客様に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(3) お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者ID、ログインパスワード、資金移動用パスワードの盗用・不正使用・誤使用などによるリスク発生の可能性、および本利用規定の内容について十分理解したうへで、

自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

3. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

4. 利用資格者

本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設しているお客様を、本サービスの利用資格者とします。

5. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限ります。

なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

6. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。

ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。また、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。

7. 代表口座

お客様は、お申込み店舗に開設しているお客様名義の普通預金口座の一つを本サービスの取引に主に使用する口座（以下「代表口座」といいます。）として「申込書」により届け出るものとします。

8. 手数料等

(1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の基本手数料（消費税含みます。以下同じ。）をいただく場合があります。

この場合、当金庫は、基本手数料を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、お客様が「申込書」により届け出ただく「代表口座」から、当金庫所定の日自動的に引き落とします。

なお、当金庫は、基本手数料をお客様に事前に通知することなく変更

する場合があります。

(2) 前号の基本手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。

なお、提供するサービスの変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合があります。

第2条 本人確認

1. 本人確認方法

本サービスご利用時の本人確認は、ログイン時に、契約者ID、ログインパスワードにより行い、振込・振替、定期預金預入・解約、税金・各種料金払込時に、資金移動用パスワードにより行います。

(1) 契約者IDおよび各種パスワードの登録

お客様は、契約者ID、初回ログインパスワードと資金移動用パスワードを「申込書」により届け出るものとします。

初回ログインパスワードは、ブラウザ用（パソコン、スマートフォンを含みます。）とモバイル用（携帯電話）を別のパスワードで届けていただきます。

2. 初回ログインパスワードの変更

お客様は、本サービスの初回ログイン時に、端末から初回ログインパスワードを通常使用するログインパスワードに変更します。

なお、初回ログインパスワード変更時における本人確認方法は、以下に定めるとおりとします。

① 契約者IDおよびお客様が届け出された初回ログインパスワードを端末からお客様自身が入力します。

② 当金庫は、お客様が入力された各内容と、当金庫に登録されている各内容の一致により、本人であることを確認します。

3. 本人確認手続き

(1) 取引の本人確認および依頼内容の確認

お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、以下に定めるとおりとします。

① 契約者ID、ログインパスワード、資金移動用パスワード等の全部または一部を、当金庫の指示に従い端末の画面上でお客様自身が入力します。

② 当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されている利用者 I D、ログインパスワード、資金移動用パスワード等の各内容の一致により、次の事項を確認できたものとして取り扱います。

- a. お客様の有効な意思による申込みであること。
- b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。

(2) 取引の免責

当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、当金庫は、お客様ご本人の真正な意思による有効な取引として取り扱うものとし、契約者 I D、ログインパスワード、資金移動用パスワード、その他の情報・機器等について偽造・盗用・不正使用・誤使用、その他の事故があっても、そのためにお客様に生じた損害については、当金庫の責に帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

ただし、契約者 I D、ログインパスワード、資金移動用パスワード、その他の情報・機器等の盗用等により第三者に本サービスを不正に利用されて行われた振込・振替等の取引による損害については、当金庫は個人のお客様に限り、第 15 条に定める条件に従いこれを補てんします。

4. パスワード等の管理

(1) 契約者 I D、パスワード等の開示の禁止

契約者 I D、ログインパスワード、資金移動用パスワードは、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。

ログインパスワード、資金移動用パスワードは、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けてください。

また、ログインパスワードについては、定期的に変更手続きをおこなってください。

(2) 契約者 I D、パスワード等の変更

- ① 契約者 I Dの変更はできません。
- ② ログインパスワードを変更するときは、お客様の端末から変更してください。
- ③ 資金移動用パスワードを変更するときは、当金庫所定の手続きにより届け出てください。

(3) パスワード等の偽造、盗用

契約者ID、ログインパスワード、資金移動用パスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡のうえ、所定の手続きにより届け出てください。

この届出により、当金庫は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出以前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(4) パスワード等の誤入力

誤ったパスワードの入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、当金庫に連絡のうえ所定の手続きをとってください。

第3条 取引の依頼

1. サービス利用口座の届出

(1) お客様は、本サービスで利用する口座（代表口座を含みます。）を、サービス利用口座として、「申込書」により当金庫宛に届け出てください。

当金庫は、お届けの内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。また、端末からお客様自身が入力することも出来るものとします。

ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。

(2) サービス利用口座の変更および削除については、「申込書」により届け出てください。

また、端末からお客様自身が入力することも出来るものとします。

(3) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客様本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

2. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に従った本人確認が完了後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。

当金庫は、前項のサービスご利用口座の届出に従い取引を実施します。

3. 取引依頼の確定

当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客様に依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。この回答が各取引で必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。

第4条 ご利用限度額

1回あたりおよび1日あたりのご利用限度額は、お客様が「申込書」によりお届けされた金額とし、お客様の端末から随時変更することができるものとします。

ただし、その上限は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、所定上限額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

なお、1日あたりのご利用上限金額の基準時は、毎日日本時間午前0時とし、以下同様とします。

第5条 資金移動

1. 取引の内容

(1) お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日（以下「振込指定日」といいます。）に、お客様の指定する本サービスご利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）よりお客様の指定する金額を引き落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫

以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）宛に振込依頼を発信することができます。

なお、振込依頼の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料（消費税含）をいただきます。

日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。

- (2) 支払指定口座と入金指定口座が当金庫本支店の同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」とし、それ以外の場合は、「振込」として取扱います。
- (3) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額または振替金額と振込手数料（消費税含）の合計金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。
- (4) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取り扱います。
- (5) 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。
 - ① 振込または振替時に、振込金額または振替金額と当金庫所定の振込手数料（消費税含）の合計金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えると
き
 - ② 支払指定口座が解約済のとき
 - ③ お客様から支払指定口座についての支払停止の届け出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きをおこなったとき
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき
 - ⑤ 振替取引および当金庫本支店宛振込において、入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき
 - ⑥ その他、振込および振替ができないと当金庫が認める事由があるとき
- (6) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻し手続きに準じて処理します。

2. 振込指定日

振込依頼の発信は、原則としてお客様が指定された振込指定日に実施し、指定がない場合には、依頼日当日を振込指定日とします。

ただし、振込依頼日当日を振込指定日として指定した際、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎている場合（入金指定口座が存在する金融機関の所定の時間を過ぎている場合を含む）または受付日が休業日の場合は、「翌営業日扱い」とし、当金庫所定の翌営業日に「入金指定口座」宛に振込依頼を発信します。

3. 依頼内容の変更・組戻し

(1) 振込取引において、振込指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の①および②の訂正の手続により取り扱います。

ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻し手続きにより取り扱い、改めて振込の手続きをとっていただきます。

① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の「振込訂正依頼書」に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。

この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

② 当金庫は、「振込訂正依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(2) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取り扱います。

① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の「振込組戻依頼書」に、当該取引の支払指定口座に係る届出印により記名押印して提出してください。

この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

② 当金庫は、「組戻依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に届出印により記名押印のうえ、提出してください。

この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(3) 前2号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。

この場合には、お客様と受取人との間で協議してください。

(4) 「訂正依頼書」または「組戻依頼書」等に使用された印影（または署名）と届出印（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(5) 振替取引の場合は、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。

(6) 本項に定める依頼内容の訂正・組戻手続を行った場合、第1条第7項第2号の振込手数料は返還しません。

(7) 組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料（消費税含）をお支払いいただきます。

第6条 定期預金取引

1. 取引の内容

サービス利用口座として登録のある通帳式定期預金口座（以下「定期登録口座」といいます。）に、当金庫所定の定期預金商品につき預入することができます。

2. 適用金利

この定期預金の適用金利は、受付時点ではなく、取引の実行日（預入日）における当金庫所定の金利とし、満期日まで適用します。

第7条 照会サービス

1. 取引の内容

お客様の指定するサービスご利用口座について、残高照会・入出金明細

照会等の口座情報を照会することができます。

なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内にお取引のあった明細に限ります。

2. 照会後の取消し、変更

お客様からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消しをおこなった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第8条 通知サービス

1. 取引の内容

お客様のご希望により、お客様がサービスご利用口座（代表口座を含みます。）として登録された口座に入出金取引等が発生した際に、お客様の指定するメールアドレスに電子メールを送信し、お取引の旨をお知らせしますので、照会サービスによりお取引内容をご確認ください。

2. 送信の遅延・不達

通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等の事由により、取扱いが遅延したり不達となる恐れがありますので、お客様は、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。

なお、前記の事由による遅延もしくは不達のために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第9条 届出事項の変更等

本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。また、Eメールアドレスに変更があったときは、お客様の端末から直ちに変更登録するものとします。

この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第10条 税金・各種料金払込みサービス

1. 取引の内容

(1) 税金・各種料金払込みサービス「Pay - easy（ペイジー）」（以下「料

金払込サービス」といいます。)とは、当金庫所定の収納機関(以下「収納機関」といいます)に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引き落とし、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落金を払込むことができるサービスをいいます。

- (2) 料金払込みサービス 1 回あたり、および 1 日あたりのご利用の上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (3) 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第 5 条における振込取引と同様の取扱いとします。
- (4) 一度依頼した払込みは取消しできないものとします。
- (5) 当金庫は、お客様に対し払込みに係る領収書を発行いたしません。
- (6) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。
- (7) 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。

なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。

2. 利用の停止・取消等

- (1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込サービスの利用を停止することがあります。料金払込サービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。
- (2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には料金払込みサービスを利用できません。
- (3) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなる場合があります。

第11条 資金移動ロック取引

1. 取引の内容

- (1) 当金庫所定の方法によるお客様からの携帯電話機を用いた依頼に基づき、端末のうちパーソナルコンピュータを用いた資金移動および料

金払込みサービス（以下「資金移動等」といいます）の利用を停止するために「ロック実行」を設定し、または利用停止を解除するために「一時ロック解除」または「ロック解除」を設定することができます。

(2) 本取引により「ロック実行」に設定した場合、すべてのサービス利用口座についてパーソナルコンピュータを用いた「資金移動等」の利用を停止します。

(3) 本取引により「一時ロック解除」または「ロック解除」に設定した場合、資金移動等の利用を再開します。「一時ロック解除」に設定した場合、解除操作から30分を経過するか、または資金移動等を完了することにより、自動的に資金移動等の利用を停止します。

2. 障害時の対応

当金庫は、通信障害またはシステム障害により本取引の依頼を受け付けることができなくなった場合、資金移動等を利用可能とするため必要に応じて、当金庫の判断によりお客様の設定した「ロック実行」の状態を「一時ロック解除」または「ロック解除」に変更し、再度「ロック実行」に戻すことがあります。

第12条 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第13条 海外からのご利用

海外からはその国の法律・制度・通信事情・通信機器の仕様などによりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。

第14条 免責事項等

1. 免責事項

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

ただし、第15条に定める補てんの請求要件に該当する場合はこの限りでないものとします。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- (2) 当金庫、当金庫の委託先または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、または回線の不通もしくは混雑等により、本サービスの利用が不能となったとき、または本サービスの取扱いが遅延したとき
- (3) 一般的に安全とされている暗号の解読、一般的に相当とされているセキュリティを突破して行われた不正アクセス、もっぱらお客様または第三者の責めに帰すべき事由等、当金庫の責めによらない事由により、契約者ID、各種パスワード、その他の本人確認に必要な情報または当金庫とお客様との取引に関する情報等が漏洩したとき
- (4) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

2. 通信経路における安全対策

お客様は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします

3. 端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客様の責任において確保してください。当金庫は、当契約により端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。

万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

4. 郵送上の事故

当金庫から送付した「契約者ID」が郵送上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます。）が「契約者ID」を知り得たとしても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。ただし、第15条に定める補てんの請求要件に該当する場合はこの限りでないものとします。

第15条 暗証番号等の盗用等による不正な振込・振替等

1. 補てんの請求要件

個人のお客様は、契約者 I D、ログインパスワード、資金移動用パスワード、その他の情報・機器等の盗用等により第三者に本サービスを不正に利用されて行われた振込・振替等の取引による損害について、お客様の責によらず生じ、かつ次の各号のすべてに該当する場合、当金庫が別途定める基準に基づき補てんを請求することができます。

- (1) 第三者に本サービスを不正に利用されたことに気づいてから直ちに当金庫への通知が行われていること
- (2) 当金庫の調査に対し、被害状況を説明し、契約者 I D、ログインパスワード、資金移動用パスワード、その他の情報・機器等の盗用等により第三者に本サービスを不正に利用されたことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、お客様より十分な説明が行われていること
- (3) 警察署への被害事実等の事情説明をおこない、その捜査に協力されていること

2. 補償対象額

お客様から前項の補てん請求がなされた場合、不正な振込・振替等がおお客様の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日以降になされた不正な振込・振替等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を第2条第3項第2号本文の規定にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該振込・振替等がおこなわれたことについて、お客様に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補てん対象額の全部または一部について補てんいたしかねる場合があります。

3. 補てんの請求対象外要件

- (1) 前2項の定めは、当金庫への通知が、契約者 I D、ログインパスワード、資金移動用パスワード、その他の情報・機器等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な振込・振替等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、

適用されないものとします。

(2) 前2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補てんいたしません。

① 不正な振込・振替等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合

a. お客様の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合

b. お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明をおこなった場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して行われた場合

(3) ご契約者が、不正な振込・振替を受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合は、その受けた限度において、前2項にもとづく補てんの請求に応じることはできません。

(4) 当金庫が前2項の規定により補てんをおこなったときは、当該補てんをおこなった金額の限度において、不正な振込・振替を受けた者その他の第三者に対してご契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

4. 既に払戻し等を受けている場合の取り扱い

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

5. 当金庫が補償を行った場合の取り扱い

当金庫が第2項の規定にもとづき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客様の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第16条 解約等

1. 都合解約

本サービスの契約（以下「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。

なお、お客様からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。

2. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本契約は全て解約されたものとみなします。

3. サービスご利用口座の解約

サービスご利用口座が解約されたときは、当該口座に対する本契約は解約されたものとします。

4. サービスの強制解約

お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

(1) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき

(2) 当金庫に支払うべき基本手数料その他の諸手数料の支払いが2か月以上遅延したとき

(3) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本契約の解約を必要とする相当の事由が生じたとき

(4) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となった場合

(5) 支払いの停止または破産、もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき

(6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(7) 成年後見制度の適用をうけたとき

(8) 相続の開始があったとき

(9) 本サービスを不正利用したとき

(10) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されている恐れがあると当金庫が判断したとき。

(11) 本サービスを継続するうえで支障があると当金庫が判断したとき。

5. 解約後の取引の取り扱い

本契約が解約により終了したときは、処理が完了していない取引の依頼について、当金庫は処理をする義務を負いません。

本契約の解約日以降、契約者ID、各種パスワード等は、すべて無効となります。

第17条 通知などの連絡先

当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通および通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第18条 規定等の適用

本契約に定めのない事項については、各サービスご利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービスご利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

第19条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。変更内容は当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

第20条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、お客様または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第21条 準拠法・管轄

本契約および本サービスの契約準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条 譲渡・質入れ・貸与の禁止

本取引に基づくお客様の権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入れ・貸与等することができません。

第23条 サービスの停止

当金庫は、契約期間内であっても本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以 上